

児童発達支援・放課後等デイサービスのご利用の流れについて

● 相談

- ・障がい福祉課、委託相談支援事業所に利用についての相談をしましょう。

● 書類の記入

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所
(以下:通所支援事業所)の見学・利用に必要な

- ①「郡山市子育てサポートブック」
- ②「フェイスシート」
- ③「アセスメントシート」の記入をしましょう。

※「子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～」をお持ちの方は
フェイスシートとアセスメントシートの記入は不要です！

お子さんの育ちの記録や経過を
まとめることで、何度も同じ内容を
話したり、記入せずに済みます！
スムーズな見学や契約に役立ち
ますので、ご活用ください！



書類は下記のQRコードからも
ダウンロードできます。
記入が難しい時は、
通所支援事業所等
お手伝いします！



● 見学

- ・通所支援事業所に連絡をし見学しましょう。

<見学の持ち物>

- ①「郡山市子育てサポートブック」または「子育てサポートブック～いけあキッズ郡山ver～」
- ②「フェイスシート」
- ③「アセスメントシート」
- ④療育の必要性が確認できる書類(発達検査結果や医師の意見書・診断書など)又は障がい者手帳など

● 受給者証申請

- ・利用する通所支援事業所が決定したら、
障がい福祉課へ受給者証の申請にいきましょう。

※療育の必要性が確認できる書類

(発達検査結果や医師の意見書・診断書など)又は障がい者手帳などをご持参ください。

障害児支援利用計画
または
セルフプランの作成

● 受給者証交付

- ・障がい福祉課から受給者証が交付されます。(郵送)
- ↓
- ・通所支援事業所と契約を結びましょう。
- ↓
- ・通所支援事業所が個別の支援計画を作成します。
- ↓

● 通所支援事業所利用開始



(お問い合わせ先)

障がい福祉課

024 (924) 2381

令和5年7月
児童発達支援事業所連絡会
放課後等デイサービス事業所連絡会作成